

専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱いについて (その2)

1. 第Ⅲ期基本計画（令和2年6月2日）における指摘事項

第3 公的統計の整備に必要な事項

2 統計の品質確保

(1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上

ア 統計基準の整備

(前段部分は省略)

また、シェアリングエコノミーなど企業等における経済活動の多様化に対応するためには、専従の役員・労働者等が存在しない法人等を把握するなど、経済統計のカバレッジ拡大に取り組むことが必要となっている。

このような状況も踏まえ、統計基準については、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、引き続きおおむね5年ごとに改定の必要性を検討する。特に、日本標準産業分類については、SUT体系への移行に向け、必要な改定に取り組むとともに、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱いを整理する。

別表 今後5年間に講ずる具体的措置

[具体的な措置、方策等]

- 日本標準産業分類の次期改定と併せて、法人番号と事業所母集団データベースとの照合により追加される企業等の確認結果や、企業等の活動実態や実査可能性等を踏まえつつ、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。

[実施時期]

日本標準産業分類の次期改定（令和5年度(2023年度)に向けて実施する。）

【基本計画への記載に至るWGでの議論】

～ 第1回経済統計WG、第2回共通基盤WG合同会合（H29.6.15）～

- 法人企業統計の母集団情報と事業所母集団データベースとのかい離の要因の一つとして指摘されている、給料が支払われている従業員数がゼロかつ自前の設備を有していない法人については、付加価値を産み出しているのであれば、事業所母集団データベースや各統計調査の対象に含めるべきではないか。
- 目標は、付加価値などを漏れなく、重複なく把握することである。

2. 日本標準産業分類における取扱いの考え方

前回の検討チームの議論において、日本標準産業分類における事業所の定義には、多種多様な経済活動の態様を考慮して事業所の定義を補足している部分があり、当該部分にペーパーカンパニーも事業所の対象として含めて解釈できるように追記する方向で概ねの了解を得られたところである。

この方向性に沿いつつ、以下の考え方等も踏まえて追記案を検討した。

[考え方]

(1) 専従の役員・労働者等が存在しない法人等

「専従の役員・労働者等が存在しない法人等」を本資料ではペーパーカンパニーと略称することとする。いわゆるペーパーカンパニーの定義は明確ではなく、トンネル会社や休眠会社等を含めて呼称される場合もあるが、統計調査によっては、経済活動を行うことにより収益等を得ているペーパーカンパニーを事業所として取扱うことができるようにする選択肢が必要と考えられる。

(2) 調査対象となり得るペーパーカンパニーの要件

ペーパーカンパニーが統計調査の対象となり得るには、少なくとも、それが法人登記されていることが必要である。法人登記がなされていれば、制度に基づいて役員や所在地等の登記情報の閲覧等が可能となり、必要に応じて統計調査に活用されることになる。逆に、法人登記がなされていなければ、経済活動を行っているとしても、その所在等を確認できず、調査自体がかなり困難になると思われる。

(3) ペーパーカンパニーの例

合法的な経済活動により収益等を得ているペーパーカンパニーとしては、SPC（特別目的会社）を始めとして、課税や取引の便宜を図ることを目的としたペーパーカンパニー等が想定される。

これらに関しては、法人登記がなされている以上、役員等が存在するが、役員等が専任か兼任かは調査において必ずしも必要ではなく、法人として収益等を得ているかが重要な視点である。また、SPCでは、SPCが保有する不動産等の運営を外部に委ねる場合がほとんどであり、SPCの従業員の存在を確認できず、SPC内の従業員の有無は各法人によって異なると想像される。

他方、SPC等のペーパーカンパニーの経済活動は必ずしも専有の設備を有して行われていないと推察されることから、それを外形的に認識することは困難であると思われる。そのようなペーパーカンパニーによる経済活動は、専有しない何らかの設備により行われていると考えられる。（別紙参照）

(4) 事業所の定義における「人及び設備」の要件との整合性

ペーパーカンパニーを上述のように捉えれば、経済活動を行うペーパーカンパニーには「人及び設備」があると考えられ、現行の日本標準産業分類における事業所の定義を明らかに超えるような状況にはなり難いと考えられる。

しかしながら、日本標準産業分類の事業所の定義におけるペーパーカンパニーの位置づけが明確ではないことから、統計調査の目的によってはペーパーカンパニーを調査対象に含めることができるような追記が必要である。

3. 一般原則における事業所の定義への追記

第2項 事業所の定義

本分類における事業所とは、経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 経済活動が単一の経営主体の下において一定の場所すなわち一区画を占めて行われていること。
- (2) 財又はサービスの生産と供給が、人及び設備を有して、継続的に行われていること。

すなわち、事業所とは、一般に工場、製作所、事務所、営業所、商店、飲食店、旅館、娯楽場、学校、病院、役所、駅、鉱業所、農家等と呼ばれるものである。

この場合、一構内における経済活動が、単一の経営主体によるものであれば原則として一事業所とし、一構内であっても経営主体が異なれば経営主体ごとに別の区画としてそれぞれを一事業所とする。

なお、一区画であるかどうかは明らかでない場合は、売上台帳、貸金台帳等経営諸帳簿が同一である範囲を一区画とし、一事業所とする。

また、近接した二つ以上の場所で経済活動が行われている場合は、それぞれ別の事業所とするのが原則であるが、それらの経営諸帳簿が同一で、分離できない場合には、一区画とみなして一事業所とすることがある。

しかし、経済活動の行われる態様は、多種多様なものがあることから、便宜上、次のように取り扱う場合がある。

- (1) 経済活動が一定の場所で行われず、他に特定の事業所を持たない行商や個人タクシー等の場合は、本人の住居を事業所とする。
- (2) 住居を仕事場としている著述家、画家、家庭における内職者等の場合は、本人の住居を事業所とする。
- (3) いずれの事業所にも属さず、住居でテレワーク等に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。
- (4) 日々従業者が異なり、貸金台帳も備えられていないような詰所、派出所等は、場所が離れていても原則として別の事業所とせず、それらを管理する事業所に含めて一事業所とする。
- (5) 農地、山林、海面等で行われる農・林・漁業の経済活動については、その場所を事業所とせず、それらの活動を管理している事務所、営業所又は事業主の住居を事業所とする。
なお、農・林・漁家の場合、一構内（屋敷内）に店舗、工場等を有し、そこで農・林・漁業以外の経済活動が行われている場合は、別にそれらの事業所があるものとする。
- (6) 建設工場の行われている現場は事業所とせず、その現場を管理する事務所（個人経営等で事務所を持たない場合は、事業主の住居）に含めて一事業所とする。
- (7) 鉄道業において、一構内にいくつかの組織上の機関（保線区、機関区等）がある場合は、その機関ごとに一事業所とする。ただし、駅、区等の機関で駅長、区長等の管理責任者が置かれていない場合は、その管理責任者のいる機関に含めて一事業所とする。
- (8) 一構内に二つ以上の学校が併設されている場合は、学校の種類ごとに別の事業所とする（この場合の学校とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による学校とする。）。

なお、教育以外の事業を営んでいる経営主体が、同じ場所に学校を営んでいる場合、その学校は、教育以外の事業所とは別の事業所とする。

(9) 国，地方公共団体については，一構内であっても，法令により別個の機関として置かれている組織体は，それぞれ一事業所とする。

また，国，地方公共団体が行う公営企業，収益事業等については，当該企業，事業等を行う機関ごとに一事業所とする。

【追記案】

(10) 統計調査の目的によっては、登記上の役員等は存在するが、設備を専有していない法人等も事業所とする。

(11) そのほか，事業所の有無を確定することが困難な場合，統計調査によっては事業所の取扱いに若干の相違が生じることがある。

例えば，住居の一部で仕事が行われている場合は，次のように取り扱う場合がある。

ア．そこに全て事業所があるものとする。

イ．事業からの収入が収入の主な部分を占めている世帯に限り，事業所があるものとする。

ウ．雇用者のある場合に限り，事業所があるものとする。

エ．看板類似の社会的標識のある場所に限り，事業所があるものとする。

また，特定の元請業者の下で多くの下請がなされている場合，下請の事業所をその元請業者の下に一括する場合がある。

4. 事務局からの修正提案

本資料の趣旨である第Ⅲ期基本計画の課題ではないが、今回の検討に併せて、事務局から事業所の定義の一部修正を提案させて頂きたい。

以下のように、現行の事業所の定義を補足している部分の(3)においては、事業所に属さずに個人が行う経済活動を想定した記述がある。これは第12回改定時(2007年(平成19年)11月)に追加されたものである。この背景としては当時、SOHO (Small Office Home Office) が普及しつつあり、伝統的な内職のイメージとしてではなく、個人で仕事を請負って自宅等で業務を行う形態も例示した方が良いとの考えを受けた追記であった。

【現行】

- (3) いずれの事業所にも属さず、住居でテレワーク等に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。

この中でテレワークという表現が記載されているが、昨今の事業所に属して従業員等が自宅等で勤務するテレワークも参考にすると、事業所に属さずに個人が行う経済活動の説明としてテレワークの表現を引用することは、昨今のテレワークの実態と必ずしも合わない可能性があると考えられる。

このため、実際の勤務場所等に関わらず、事業所に属さずに個人が経済活動を行う場合には、住居を事業所とするという記載の趣旨を踏まえ、以下の修正案を提案させて頂きたい。

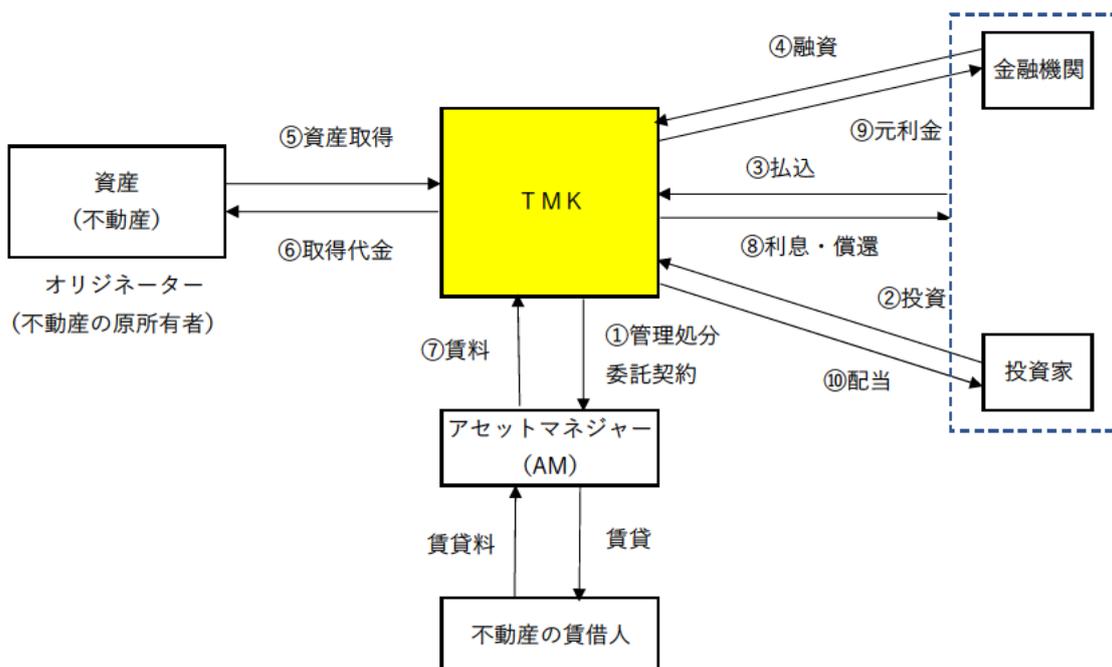
【修正案】

- (3) いずれの事業所にも属さず、住居等において個人で経済活動に従事する場合は、本人の住居を事業所とする。

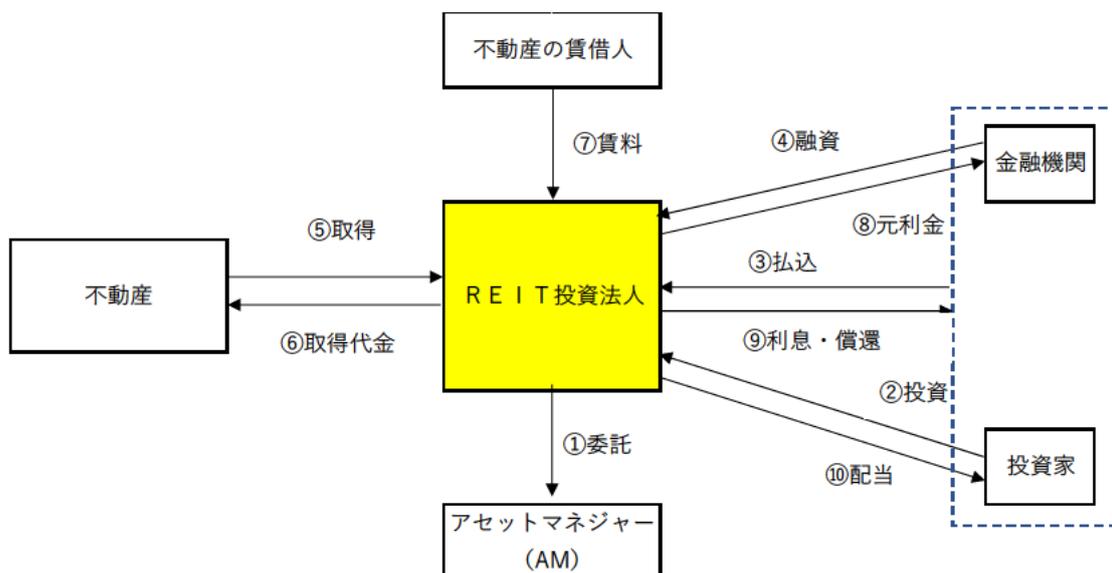
ペーパーカンパニーの例

○不動産証券化を目的としたSPC等

(1) 特定目的会社 (TMK：資産が現物不動産の場合) の例



(2) 不動産投資信託 (REIT) の例



(注) 国土交通省のウェブサイト(「不動産の証券化に関する基礎知識」)を基に作成。